行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、身長140cmから145cmの女性

上記の者は、平成25年10月1日午前8時53分、神奈川県相模原市緑区鳥屋地内宮ケ瀬虹の大橋西側の橋梁下側溝内にて発見されたものです。

遺体は火葬に付し、本市無縁没者供養塔に納骨してありますので、お心当たりの方は、本市地域福祉課までお申し出ください。

平成26年1月10日

神奈川県　相模原市長　加山　俊夫

公示送達

下記の者に対する焼津市が発した土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項及び第5項の規定による仮換地指定通知は、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

平成26年1月10日

志太広域都市計画事業
東小川土地区画整理事業
施行者　焼津市
代表者　焼津市長　中野　弘道

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　静岡県静岡市葵区日向896番地の1
氏名　佐藤房代法定相続人　佐藤五兵衛（共有持分1／2）

2　通知の内容　平成25年11月22日付け第307号仮換地指定通知

志太広域都市計画事業東小川土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第98条第1項の規定により、下記のとおり仮換地を指定します。

よって、同法同条第5項の規定により通知します。

記

従前の宅地
所在　焼津市東小川四丁目1706―9
地目　宅地
登記地積　114.67平方メートル
基準地積　114.67平方メートル
仮換地
街区番号　8
符号　3
位置　別添図面のとおり
地積　（約）104平方メートル
仮換地指定の効力発生の日
平成25年12月6日

注意

1．この通知書記載の「仮換地指定の効力発生の日」から従前の宅地については、使用し、または収益することができません。

2．仮換地の地積は、わずかの差異を生ずる場合があります。

教示

1．この通知に係る処分について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

2．この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に焼津市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3．上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に焼津市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、仮換地案内図・仮換地位置図・仮換地明細図については、焼津市東小川四丁目1番33号所在の下川原区公会堂内に掲示してあります。

会社その他の公告

解散公告

当組合は、平成二十五年十二月十三日開催の臨時総会の決議により平成二十五年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

仙台市青葉区上愛子字車三九番地三
仙台北酒販協同組合
清算人　弁護士　堀内　政司
連絡先　仙台市青葉区一番町二丁目一〇番一七号　仙台一番町ビル一〇階
弁護士法人堀内法律事務所

解散公告

当社は、平成二十五年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

宮城県亘理郡亘理町吉田字大沢四五番地
亘理製菓株式会社
代表清算人　鈴木　敏勝

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字栗平一番地
東北木村工機株式会社
清算人　森川　裕司

解散公告

当社は、平成二十五年十二月十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

山形県米沢市大町二丁目二番二〇号
有限会社福寿屋
清算人　平山孫兵衛

解散公告

当社は、平成二十五年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

千葉県柏市東上町九番二二号
有限会社平正企画
清算人　平塚　正義

解散公告

当法人は、平成二十五年十一月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

千葉県千葉市稲毛区長沼町一八〇番地一二
特定非営利活動法人コドモヂカラクラブ
代表清算人　福田　稚子

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

東京都北区東十条三丁目二番三―一〇一号
一般財団法人北区まちづくり公社
代表清算人　山田　統二

解散公告

当社は、平成二十五年十二月十三日開催の株主総会の決議により、平成二十五年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

東京都港区赤坂五丁目二番二〇号
株式会社ＷＯＷＯＷマーケティング
代表清算人　黒水　則顯

解散公告

当社は、平成二十五年十二月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

東京都千代田区神田佐久間河岸五一号
有限会社第一建販
清算人　吉田耕太郎